

平成29年3月2日  
(第2回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	---	1~ 2
議案第 2 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	---	3~ 7
議案第 3 号	美瑛町税条例等の一部改正について	---	8~ 16
議案第 4 号	美瑛町交通安全条例の一部改正について	---	17
議案第 5 号	美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について	---	18~ 19
議案第 6 号	美瑛町穀類乾燥調製貯蔵施設条例の廃止について	---	20
議案第 7 号	平成28年度美瑛町一般会計補正予算について	---	21~ 62
議案第 8 号	平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について	---	63~ 68
議案第 9 号	平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について	---	69~ 74
議案第10号	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について	---	75~ 80
議案第11号	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について	---	81~ 87
議案第12号	平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算について	---	88~ 92
議案第13号	平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	---	93~ 97
議案第14号	平成29年度美瑛町一般会計予算について	---	別 冊
議案第15号	平成29年度美瑛町国民健康保険特別会計予算について	---	別 冊
議案第16号	平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	---	別 冊
議案第17号	平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について	---	別 冊
議案第18号	平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	---	別 冊
議案第19号	平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について	---	別 冊
議案第20号	平成29年度美瑛町水道事業会計予算について	---	別 冊
議案第21号	平成29年度美瑛町立病院事業会計予算について	---	別 冊
議案第22号	監査委員の選任について	---	98
議案第23号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第24号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第25号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第26号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第27号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第28号	指定管理者の指定について	---	99~100

議案第29号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第30号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第31号	指定管理者の指定について	---	99~100
議案第32号	請負契約の締結について	---	101
議案第33号	請負契約の締結について	---	102
議案第34号	請負契約の締結について	---	103
議案第35号	財産の処分について	---	104

## 議案第 1 号

### 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

### 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 8 年美瑛町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「（以下「要介護者」という。）」を削る。

第 8 条の 4 第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「あるのは「第 15 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 15 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時か

ら翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

議案第2号

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数

と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合



イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤

務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「を承認されている職員」を「（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

## 議案第3号

### 美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第1条 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に

改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改める。

第2条 美瑛町税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の

変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の6条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 前号に掲げる軽自動車のほか、町長が特に必要と認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号イ中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円」を

「a 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

b 3輪のもの 年額 3,900円

c 4輪以上のもの

(a) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(b) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

d 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円」に改め、同号口中  
「農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円」を

「a 農耕作業用のもの 年額 2,000円

b その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽

自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の3 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の4 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イb	3,900円	4,600円
第2号イc(a)	6,900円	8,200円



	10,800円	12,900円
第2号イc (b)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(美瑛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成26年美瑛町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「美瑛町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号イb	3,900円	3,100円
第82条第2号イc	6,900円	5,500円
(a)	10,800円	7,200円
第82条第2号イc	3,800円	3,000円
(b)	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成26年美瑛町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号イbの項	第2号イb	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イb
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号イc (a)の項	第2号イc (a)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イc

		(a)	
	6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円	
附則第16条第1項 の表第2号イc(b) の項	第2号イc(b)	平成26年改正条例附則第6 条の規定により読み替えて適 用される第82条第2号イc (b)	
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

第4条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例(平成27年美瑛町条例第20号)  
の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第  
81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第5条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例(平成28年美瑛町条例第18号)  
の一部を次のように改正する。

第34条の4の改正規定を削る。

附則第1条第1号中「の改正規定並びに同条例第43条」を「、第43条」  
に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則第2条第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲  
げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美瑛町税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定 特定  
非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施  
行の日
- (2) 第2条、第3条及び第4条の規定 平成31年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の美瑛町税条例(附則第4条において  
「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第2号に掲

げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議案第4号

### 美瑛町交通安全条例の一部改正について

美瑛町交通安全条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 美瑛町交通安全条例の一部を改正する条例

美瑛町交通安全条例（平成13年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（飲酒運転の根絶）

第4条 町民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、家庭、職場等において飲酒運転根絶のための活動を自ら実践するものとする。

2 酒類を提供する飲食店等を営む者は、飲酒をした者が車両を運転することのないよう確認する等、飲酒運転の防止に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町二地域居住体験住宅条例（平成22年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設」を「美瑛町二地域居住体験住宅（以下「体験住宅」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 体験住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第4条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第4条関係）

名称	使用料	
	単位	金額
ビルケの森体験住宅	1月	80,000円
水沢体験住宅（大）		60,000円
水沢体験住宅（中）		50,000円
水沢体験住宅（小）		40,000円

備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

美瑛町穀類乾燥調製貯蔵施設条例の廃止について

美瑛町穀類乾燥調製貯蔵施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町穀類乾燥調製貯蔵施設条例を廃止する条例

美瑛町穀類乾燥調製貯蔵施設条例（平成11年美瑛町条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第7号

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算(第11号)

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,396,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,071,685	8,966	1,080,651
	1 町 民 税	461,132	△3,590	457,542
	2 固定資産税	436,773	15,290	452,063
	3 軽自動車税	30,734	△2,110	28,624
	5 入 湯 税	27,978	△1,374	26,604
	6 都市計画税	42,190	750	42,940
10 地方交付税		4,726,550	18,532	4,745,082
	1 地方交付税	4,726,550	18,532	4,745,082
14 国庫支出金		2,042,736	△97,786	1,944,950
	1 国庫負担金	1,177,270	10,808	1,188,078
	2 国庫補助金	844,700	△108,745	735,955
	3 国庫委託金	20,766	151	20,917
15 道支出金		1,435,221	676,308	2,111,529
	1 道負担金	247,782	449	248,231
	2 道補助金	1,169,980	675,859	1,845,839
16 財産収入		65,067	△13,857	51,210
	2 財産売払収入	21,382	△13,857	7,525
17 寄附金		75,278	620	75,898
	1 寄附金	75,278	620	75,898
18 繰入金		439,108	△11,886	427,222
	1 繰入金	439,108	△11,886	427,222
20 諸収入		266,721	12,193	278,914
	4 受託事業収入	9,051	12,993	22,044
	5 雑 入	155,766	△800	154,966
21 町 債		1,986,100	△45,990	1,940,110
	1 町 債	1,986,100	△45,990	1,940,110
歳 入	合 計	12,849,500	547,100	13,396,600

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		67,318	△1,900	65,418
	1 議会費	67,318	△1,900	65,418
2 総務費		1,802,547	△34,415	1,768,132
	1 総務管理費	1,759,023	△34,415	1,724,608
3 民生費		1,381,356	△10,130	1,371,226
	1 社会福祉費	805,946	8,411	814,357
	2 児童福祉費	575,410	△18,541	556,869
4 衛生費		1,030,393	△40,579	989,814
	1 保健衛生費	779,160	△35,536	743,624
	2 清掃費	251,233	△5,043	246,190
6 農林水産業費		1,462,338	669,734	2,132,072
	1 農業費	987,667	673,379	1,661,046
	2 耕地費	381,096	△2,106	378,990
	3 林業費	93,575	△1,539	92,036
7 商工費		460,302	126,356	586,658
	1 商工費	358,069	129,557	487,626
	2 文化スポーツ振興費	102,233	△3,201	99,032
8 土木費		2,123,520	△208,984	1,914,536
	2 道路橋梁費	1,079,411	△160,432	918,979
	4 都市計画費	864,234	△39,787	824,447
	5 住宅費	150,338	△8,765	141,573
9 消防費		359,290	282	359,572
	1 消防費	359,290	282	359,572
10 教育費		956,534	△4,343	952,191
	1 教育総務費	196,455	△3,996	192,459
	2 小学校費	640,938	237	641,175
	3 中学校費	91,317	3	91,320
	4 社会教育費	27,824	△587	27,237
11 公債費		1,455,345	△22,541	1,432,804
	1 公債費	1,455,345	△22,541	1,432,804
12 諸支出金		522,101	73,620	595,721
	1 普通財産取得費	75,806	73,620	149,426
歳 出 合 計		12,849,500	547,100	13,396,600

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	防災活動事業	1,265
		総務費計	1,265
3. 民生費	1. 社会福祉費	臨時福祉給付金支給事業(経済対策)	38,937
		民生費計	38,937
6. 農林水産業費	1. 農業費	強い農業づくり交付金事業	693,052
		農林水産業費計	693,052
7. 商工費	1. 商工費	道の駅改修事業(地方創生拠点整備交付金)	21,000
		白金インフォメーションセンター整備事業 (地方創生拠点整備交付金)	112,563
		商工費計	133,563
8. 土木費	2. 道路橋梁費	美沢17線道路改良舗装事業(経済対策)	38,000
		美園村山線道路改良舗装事業(経済対策)	22,000
		北瑛旭第6線道路改良舗装事業(経済対策)	48,000
	4. 都市計画費	丸山通り線道路整備事業(経済対策)	120,500
		土木費計	228,500
合 計			1,095,317

(変更)

(単位:千円)

款	項	変 更 前		変 更 後	
		事業名	金額	事業名	金額
13. 災害復旧費	1. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	250,000	変更前に同じ	781,722
	2. 農林業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	65,000	変更前に同じ	62,635
合 計			315,000		844,357

### 第 3 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災減災事業	341,500	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	325,000	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
防災資機材整備事業 (	23,600)				( 23,500)			
防災無線整備事業 (	82,700)				( 77,700)			
農業技術研修センター改修事業 (	30,400)				( 30,300)			
白金美瑛線歩道防護柵改修事業 (	24,700)				( 23,900)			
美沢小学校改修事業 (	114,500)				( 111,600)			
白金十勝岳線道路整備事業 (	35,000)				( 27,400)			
辺 地 対 策 事 業	156,000	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	"	160,500	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
朗根内上依真布線道路整備事業 (	13,900)				( 14,900)			
北瑛旭第6線道路整備事業 (	29,900)				( 25,100)			
美園村山線道路整備事業 (	98,000)				( 87,400)			
旭千代ヶ岡線道路整備事業 (	4,300)				( 9,400)			
旭美瑛線道路整備事業 (	9,900)				( 23,700)			
過 疎 対 策 事 業	723,800	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	"	660,300	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
保育センター改修事業 (	118,400)				( 117,200)			
交通体系維持対策事業 (	9,400)				( 8,200)			
トマト共同育苗施設 整備補助事業 (	23,100)				( 22,700)			
新規就農者技術習得管理施設 整備事業 (	8,000)				( 7,500)			
美沢17線道路整備事業 (	28,900)				( 23,500)			
橋梁維持対策事業 (	11,600)				( 0)			
緑橋維持対策事業 (	6,900)				( 6,700)			
雪寒建設機械整備事業 (	12,100)				( 11,300)			
丸山通り線道路整備事業 (	182,300)				( 168,200)			
スクールバス整備事業 (	5,800)				( 3,000)			

起債の目的	変更前			変更後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(ソフト分) 地域活性化推進事業	( 10,900)				( 8,500)			
(ソフト分) 農業支援対策事業	( 23,700)				( 19,400)			
(ソフト分) 高収益作物振興対策補助事業	( 10,500)				( 0)			
(ソフト分) 小麦生産安定支援対策事業	( 8,100)				( 0)			
臨時財政対策債	255,200	証書借入券 又は 発	3.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	"	242,010	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
補正予算債	320,100	証書借入券 又は 発	3.0%以内	"	362,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
白金インフォメーション センター整備事業	( 0)				( 42,700)			
合計	1,986,100				1,940,110			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1				
	町 税	1,071,685	8,966	1,080,651
1	町民税	461,132	△3,590	457,542
	1 個人	397,743	△3,590	394,153
2	固定資産税	436,773	15,290	452,063
	1 固定資産税	419,201	15,290	434,491
3	軽自動車税	30,734	△2,110	28,624
	1 軽自動車税	30,734	△2,110	28,624
5	入湯税	27,978	△1,374	26,604
	1 入湯税	27,978	△1,374	26,604
6	都市計画税	42,190	750	42,940
	1 都市計画税	42,190	750	42,940
10	地方交付税	4,726,550	18,532	4,745,082
	1 地方交付税	4,726,550	18,532	4,745,082
	1 地方交付税	4,726,550	18,532	4,745,082
14	国庫支出金	2,042,736	△97,786	1,944,950
	1 国庫負担金	1,177,270	10,808	1,188,078
	1 民生費負担金	321,748	12,046	333,794
	2 衛生費負担金	16,388	△1,238	15,150
2	国庫補助金	844,700	△108,745	735,955
	1 総務費補助金	18,005	3,721	21,726
	2 民生費補助金	66,407	△1,296	65,111
	4 商工費補助金	17,560	66,727	84,287

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	△3,590	1 現年課税分	
1 現年課税分	19,490	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	△4,200	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	△2,110	1 現年課税分	
1 現年課税分	△1,590	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	216	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	1,150	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	△400	1 滞納繰越分	
1 地方交付税	18,532	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	5,750	1 障害者自立支援給付費等負担金	
2 児童福祉費負担金	6,296	1 児童手当負担金	△3,644
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	9,601
		3 施設型給付費等負担金	339
1 保健衛生費負担金	△1,238	1 国民健康保険基盤安定負担金	
1 総務管理費補助金	3,721	1 地方創生推進交付金	
1 社会福祉費補助金	△1,296	1 臨時福祉給付金等支給事業補助金	
1 商工費補助金	66,727	1 中心市街地案内サイン整備事業交付金	△502
		2 本通りポケットスペース整備事業交付金	△1,991
		3 地方創生拠点整備交付金	69,220

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	5	土木費補助金	649,564	△178,667	470,897
	6	教育費補助金	91,146	770	91,916
	3	国庫委託金	20,766	151	20,917
	1	総務費委託金	16,944	151	17,095
15		道支出金	1,435,221	676,308	2,111,529
	1	道負担金	247,782	449	248,231
	1	民生費負担金	145,312	6,445	151,757
	2	衛生費負担金	89,443	△5,996	83,447

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 道路橋梁費 補助金	△172,057	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△3,900
		2 美沢17線道路改良舗装事業交付金	△44,850
		3 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金	△44,589
		4 美園村山線道路改良舗装事業交付金	△39,379
		5 旭千代ヶ岡線道路改良舗装事業交付金	△8,450
		6 橋梁維持修繕事業補助金	△4,095
		7 雪寒建設機械整備費補助金	△4,044
		8 道路ストック点検事業交付金	△3,250
		9 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金	△19,500
3 都市計画費 補助金	△5,769	1 丸山通り線道路改良舗装事業交付金	△5,769
		2 丸山公園改修事業交付金	36
		3 憩ヶ森公園改修事業交付金	△4
		4 ことぶき公園改修事業交付金	△32
4 住宅費補助 金	△841	1 北町団地建設事業交付金	1,656
		2 憩町団地解体事業交付金	△2,330
		3 公営住宅建替推進事業交付金	△167
1 教育総務費 補助金	770	1 へき地児童生徒補助金	
1 総務管理費 委託金	151	1 十勝岳火山砂防情報センター管理業務委託金	
1 社会福祉費 負担金	2,875	1 障害者自立支援給付費等負担金	
2 児童福祉費 負担金	3,570	1 児童手当負担金	△1,602
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	4,801
		3 施設型給付費等負担金	371
1 保健衛生費 負担金	△5,996	1 国民健康保険基盤安定負担金	△4,322
		2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△1,674

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		道補助金	1,169,980	675,859	1,845,839
	1	総務費補助金	21,100	△15,500	5,600
	2	民生費補助金	108,640	2,766	111,406
	4	農林水産業費補助金	958,575	689,159	1,647,734
	5	商工費補助金	8,143	△489	7,654
	6	教育費補助金	330	△77	253
	16		財産収入	65,067	△13,857
2		財産売払収入	21,382	△13,857	7,525
1		不動産売払収入	21,381	△13,857	7,524
17		寄 附 金	75,278	620	75,898
	1	寄 附 金	75,278	620	75,898
	1	寄 附 金	75,278	620	75,898
18		繰 入 金	439,108	△11,886	427,222
	1	繰 入 金	439,108	△11,886	427,222
	1	繰 入 金	439,108	△11,886	427,222

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	△15,500	1 地域づくり総合交付金
1 社会福祉費補助金	5	1 老人クラブ運営費補助金
2 児童福祉費補助金	2,761	1 社会福祉施設災害復旧費補助金
1 農業費補助金	692,187	1 強い農業づくり交付金 689,427 2 畜産担い手育成総合整備事業補助金 2,760
2 耕地費補助金	△612	1 多面的機能支払交付金
3 林業費補助金	△2,416	1 森林整備地域活動支援推進事業補助金 △4,700 2 未来につなぐ森づくり推進事業補助金 2,917 3 森林環境保全整備事業補助金 △633
2 文化スポーツ振興費補助金	△489	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
2 社会教育費補助金	△77	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
2 その他不動産売却収入	△13,857	1 立木売却収入
1 寄附金	620	1 まちづくり寄附金
1 繰入金	△11,886	1 公共施設等整備基金繰入金 △6,416 2 福祉基金繰入金 △116 3 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金 △3,653 4 人づくり育成基金繰入金 △1,984 5 国民健康保険特別会計繰入金 283

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
20		諸 収 入	266,721	12,193	278,914
	4	受託事業収入	9,051	12,993	22,044
		2 農林水産業費受託事業収入	7,841	12,993	20,834
	5	雑 入	155,766	△800	154,966
		4 雑 入	155,763	△800	154,963
21		町 債	1,986,100	△45,990	1,940,110
	1	町 債	1,986,100	△45,990	1,940,110
		1 総務債	127,300	△7,500	119,800
	2	民生債	225,000	△1,200	223,800
	4	農林水産業債	113,200	△25,100	88,100
	5	商工債	34,000	42,700	76,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農業費受託事業収入	12,993	1 農地保有合理化事業事務受託金 <span style="float:right">△24</span> 2 草地畜産基盤整備事業受託金 <span style="float:right">13,017</span>
2 雑入	△800	1 地域支援事業（介護予防事業）交付金
1 総務管理債	△7,500	1 総務管理債 <span style="float:right">△7,500</span> (1) 緊急防災減災 防災資機材整備事業債 <span style="float:right">(△100)</span> (2) 緊急防災減災 防災無線整備事業債 <span style="float:right">(△5,000)</span> (3) 過疎対策（ソフト分）地域活性化推進事業債 <span style="float:right">(△2,400)</span>
2 児童福祉債	△1,200	1 児童福祉債 (1) 過疎対策 保育センター改修事業債
1 耕地債	△1,200	1 耕地債 (1) 過疎対策 交通体系維持対策事業債
2 農業債	△23,900	1 農業債 <span style="float:right">△23,900</span> (1) 過疎対策 トマト共同育苗施設整備補助事業債 <span style="float:right">(△400)</span> (2) 過疎対策（ソフト分）農業支援対策事業債 <span style="float:right">(△4,300)</span> (3) 過疎対策（ソフト分）高収益作物振興対策補助事業債 <span style="float:right">(△10,500)</span> (4) 過疎対策（ソフト分）小麦生産安定支援対策事業債 <span style="float:right">(△8,100)</span> (5) 緊急防災減災 農業技術研修センター改修事業債 <span style="float:right">(△100)</span> (6) 過疎対策 新規就農者技術習得管理施設整備事業債 <span style="float:right">(△500)</span>
1 商工債	42,700	1 商工債 (1) 補正予算 白金インフォメーションセンター整備事業債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	土 木 債	609,000	△36,000	573,000
7	教 育 債	404,200	△5,700	398,500
8	臨時財政対策債	255,200	△13,190	242,010

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 道路橋梁債	△21,900	1 道路橋梁債	△21,900
		(1) 辺地対策 朗根内上依真布線道路整備事業債	(1,000)
		(2) 過疎対策 美沢17線道路整備事業債	(△5,400)
		(3) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債	(△4,800)
		(4) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債	(△10,600)
		(5) 緊急防災減災 白金美瑛線歩道防護柵改修事業債	(△800)
		(6) 辺地対策 旭千代ヶ岡線道路整備事業債	(5,100)
		(7) 過疎対策 橋梁維持対策事業債	(△11,600)
		(8) 過疎対策 緑橋維持対策事業債	(△200)
		(9) 過疎対策 雪寒建設機械整備事業債	(△800)
		(10) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債	(13,800)
		(11) 緊急防災減災 白金十勝岳線道路整備事業債	(△7,600)
2 都市計画債	△14,100	1 都市計画債	
		(1) 過疎対策 丸山通り線道路整備事業債	
1 教育総務債	△2,800	1 教育総務債	
		(1) 過疎対策 スクールバス整備事業債	
2 小学校債	△2,900	1 小学校債	
		(1) 緊急防災減災 美沢小学校改修事業債	
1 臨時財政対策債	△13,190	1 臨時財政対策債	

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
1		議会費	67,318	△1,900	65,418		△1,900
	1	議会費	67,318	△1,900	65,418		△1,900
	1	議会費	67,318	△1,900	65,418		△1,900
2		総務費	1,802,547	△34,415	1,768,132	△16,930	△17,485
	1	総務管理費	1,759,023	△34,415	1,724,608	△16,930	△17,485
	1	職員給与費	1,197,251	△24,327	1,172,924		△24,327
	2	一般管理費	72,077	1,634	73,711		1,634
	5	財産管理費	59,320	339	59,659		339
	6	情報管理費	64,856	△70	64,786	国庫支出金 1,863	△1,933

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△1,900	1 みんなで歩むまちづくり (1) 議会運営事業 負担金 (補)	△1,900 △1,900 (△1,900)
4 共 済 費	△24,591	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員共済費 共済費	△24,327 △24,091 (△24,091)
19 負担金補助 及び交付金	264	(2) 臨時事務員等社会保険料 臨時職員社会保険料 (3) 退職手当組合事前納付金 負担金 (人)	△500 (△500) 264 (264)
9 旅 費	△714	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 消耗品費 (物) 通信運搬費 (物) 負担金 (人)	1,634 2,348 (230) (1,999)
11 需 用 費	230		
12 役 務 費	1,999		(119)
19 負担金補助 及び交付金	119	(2) 職員研修事業 研修旅費	△714 (△714)
11 需 用 費	234	1 みんなで歩むまちづくり (1) 財産維持管理事業 消耗品費 (物)	339 234 (234)
12 役 務 費	105	(2) 庁舎維持管理事業 通信運搬費 (物)	105 (105)
13 委 託 料	△70	1 みんなで歩むまちづくり (1) 情報戦略推進事業 業務委託 (事)	△70 △70 (△70)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	地域振興費	79,141	△8,480	70,661	道支出金 △5,500 繰入金 △464	△2,516
9	火山情報センター費	7,474	200	7,674	国庫支出金 151	49
10	災害対策費	145,904	△4,581	141,323	道支出金 △5,000 地方債 △5,100	5,519
12	諸 費	105,703	870	106,573	地方債 △2,400 繰入金 △480	3,750

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△1,100	1 みんなで歩むまちづくり	△8,480
4 共 済 費	△459	(1) 地域おこし協力隊管理事業 嘱託職員報酬	△1,824 (△1,100)
9 旅 費	△265	共済費	(△459)
19 負担金補助 及び交付金	△6,656	職員旅費	(△265)
		(2) 丘のまちびえい活性化協会補助金 補助金(補)	△6,656 (△6,656)
11 需 用 費	200	1 安全・安心なまちづくり	200
		(1) 火山情報センター管理運営事業 光熱水費(物)	200 (200)
15 工事請負費	△3,724	1 安全・安心なまちづくり	△4,581
18 備品購入費	△857	(1) 防災活動事業 整備工事(事)	1,265 (1,265)
		(2) 防災無線整備事業 整備工事(事)	△4,989 (△4,989)
		(3) 十勝岳望岳台防災施設整備事業 備品購入費(事)	△759 (△759)
		(4) 防災資機材整備事業 備品購入費(事)	△98 (△98)
8 報 償 費	1,774	1 まちを動かす人づくり	△2,565
11 需 用 費	153	(1) 美瑛高等学校教育環境振興補助事業 補助金(補)	△2,565 (△2,565)
12 役 務 費	82	2 みんなで歩むまちづくり	3,435
15 工事請負費	△474	(1) 十勝岳ジオパーク推進事業 整備工事(事)	△474 (△474)
19 負担金補助 及び交付金	△2,565	(2) 過年度歳入過誤納還付金 償還金利子及び割引料(補)	1,900 (1,900)
23 償還金利子 及び割引料	1,900	(3) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	2,009 (1,774)
		印刷製本費(物)	(153)
		手数料(物)	(82)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
3		民生費	1,381,356	△10,130	1,371,226	17,845	△27,975	
	1	社会福祉費	805,946	8,411	814,357	6,418	1,993	
		1	社会福祉総務費	94,283	△1,405	92,878	国庫支出金	1
							繰入金	△1,296
								△110
2	高齢者福祉費	236,568	1,680	238,248	道支出金	1,681		
					繰入金	△6		
3	障害者福祉費	434,110	11,500	445,610	国庫支出金	2,875		
					道支出金	5,750		
						2,875		
7	地域支援事業費	21,708	△3,364	18,344	諸収入	△2,564		
					繰入金	△800		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助 及び交付金	△1,405	1 ともに支え合うまちづくり (1) 社会福祉団体補助事業 補助金(補) △109 (△109) (2) 臨時福祉給付金等支給事業 交付金(補) △1,296 (△1,296)
13 委託料	970	1 ともに支え合うまちづくり (1) 介護サービス利用料軽減助成事業 助成金(扶) 630 (630) (2) 移送サービス事業 業務委託(扶) 170 (170) (3) 除排雪サービス事業 業務委託(扶) 800 (800) (4) 訪問看護ステーション利用料軽減助成事業 助成金(扶) 80 (80)
19 負担金補助 及び交付金	710	
20 扶助費	11,500	1 ともに支え合うまちづくり (1) 身体障害児・者補装具給付事業 扶助費 500 (500) (2) 障害者自立支援給付費 扶助費 11,000 (11,000)
7 賃 金	△800	1 ともに支え合うまちづくり (1) 介護予防事業 臨時職員賃金(物) △800 (△800) (2) 包括的支援事業・任意事業 業務委託(物) △2,564 (△2,664) 助成費(扶) 100 (100)
13 委託料	△2,664	
20 扶助費	100	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		児童福祉費	575,410	△18,541	556,869	11,427	△29,968
	1	児童福祉総務費	205,324	△12,264	193,060	国庫支出金 △3,305 道支出金 △1,231	△7,728
	2	保育所費	284,846	△8,278	276,568	地方債 △1,200	△7,078
	3	へき地保育所費	71,230	2,001	73,231	国庫支出金 9,601 道支出金 7,562	△15,162
4		衛生費	1,030,393	△40,579	989,814	△13,139	△27,440
	1	保健衛生費	779,160	△35,536	743,624	△12,234	△23,302
	1	保健衛生総務費	593,297	△23,140	570,157	国庫支出金 △1,238 道支出金 △10,996	△10,906

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	796	1 ともに支え合うまちづくり (1) 児童手当支給事業 扶助費	△12,264 △13,060 (△13,060)
20 扶助費	△13,060	(2) 子育て応援団運営費補助事業 補助金(補) (3) 施設型給付費事業 負担金(補)	△489 (△489) 1,285 (1,285)
11 需用費	119	1 ともに支え合うまちづくり (1) どんぐり保育園管理運営事業 修繕料(維)	△8,278 △6,966 (119)
13 委託料	△8,145	運営委託(物)	(△7,788)
15 工事請負費	△955	保育所備品購入 負担金(補)	(170) (533)
18 備品購入費	170	(2) 保育センター改修事業 業務委託(事)	△1,312 (△357)
19 負担金補助 及び交付金	533	改修工事(事)	(△955)
11 需用費	403	1 ともに支え合うまちづくり (1) へき地保育所管理運営事業 修繕料(維)	2,001 2,001 (403)
13 委託料	1,342	運営委託(物)	(1,342)
18 備品購入費	256	備品購入費(物)	(256)
19 負担金補助 及び交付金	△22,798	1 ともに支え合うまちづくり (1) 老人保健施設事業特別会計繰出金 (2) 大雪地区広域連合負担金	△23,140 △342 △22,798
28 繰出金	△342		

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	保健指導費	18,118	△4,279	13,839		△4,279
	3	予 防 費	47,659	△7,059	40,600		△7,059
	4	保健センタ 一費	6,388	104	6,492		104
	6	環境衛生費	32,981	△1,162	31,819		△1,162
	2	清 掃 費	251,233	△5,043	246,190	△905	△4,138
	1	清掃総務費	89,747	△2,862	86,885		△2,862
	2	塵芥処理費	71,873	△1,284	70,589		△1,284
	3	し尿処理費	89,613	△897	88,716	繰入金 △905	8

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△2,100	1 とともに支え合うまちづくり (1) 保健指導管理事業 嘱託職員報酬 臨時職員賃金(物)	△4,279 △1,925 (△2,100) (175)
7 賃 金	175		
13 委 託 料	△1,511	(2) 妊婦健診事業 医療・衛生委託(物)	△2,354 (△1,511)
19 負担金補助 及び交付金	△843	補助金(補)	(△843)
13 委 託 料	△7,659	1 とともに支え合うまちづくり (1) 予防接種事業 医療・衛生委託(物) 負担金(扶)	△7,059 △3,632 (△4,232) (600)
19 負担金補助 及び交付金	600	(2) 健診事業 医療・衛生委託(物) (3) 後期高齢者健診事業 医療・衛生委託(物)	△3,065 (△3,065) △362 (△362)
11 需 用 費	104	1 とともに支え合うまちづくり (1) 保健センター管理運営事業 修繕料(物)	104 104 (104)
19 負担金補助 及び交付金	△1,162	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪葬斎組合負担金	△1,162 △1,162
19 負担金補助 及び交付金	△2,862	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪清掃組合負担金	△2,862 △2,862
13 委 託 料	△1,284	1 安全・安心なまちづくり (1) 一般廃棄物収集事業 業務委託(物)	△1,284 △1,284 (△1,284)
15 工事請負費	△897	1 安全・安心なまちづくり (1) 浄化センター施設改修事業 改修工事(事)	△897 △897 (△897)

6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	農林水産業費	1,462,338	669,734	2,132,072	678,123	△8,389
1	農 業 費	987,667	673,379	1,661,046	682,351	△8,972
1	1 農業委員会費	11,753	△1,933	9,820		△1,933
2	2 農業振興費	558,499	660,824	1,219,323	国庫支出金 1,071 道支出金 689,427 地方債 △23,900 諸収入 △24	△5,750
3	3 畜産業費	415,257	15,345	430,602	道支出金 2,760 諸収入 13,017	△432
4	4 四季の交流館費	2,158	△857	1,301		△857

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△1,664	1 足腰の強い産業づくり	△1,933
4 共 済 費	△269	(1) 農業後継者結婚相談事業 嘱託職員報酬 臨時職員社会保険料	△1,933 (△1,664) (△269)
11 需 用 費	△24	1 足腰の強い産業づくり	660,824
13 委 託 料	△519	(1) 美瑛町農業振興機構負担金 負担金 (事)	△4,328 (△4,328)
15 工事請負費	△32	(2) 農業技術研修センター改修事業 改修工事 (事)	△32 (△32)
19 負担金補助 及び交付金	661,399	(3) トマト共同育苗施設整備補助事業 補助金 (事)	△420 (△420)
		(4) 高収益作物振興対策補助事業 補助金 (事)	△10,200 (△10,200)
		(5) 米生産安定支援対策事業 補助金 (事)	△4,518 (△4,518)
		(6) 小麦生産安定支援対策事業 補助金 (事)	△8,562 (△8,562)
		(7) 強い農業づくり交付金事業 補助金 (事)	689,427 (689,427)
		(8) 新規就農者技術習得管理施設整備事業 業務委託 (事)	△519 (△519)
		(9) 農地保有合理化事業 消耗品費 (事)	△24 (△24)
13 委 託 料	15,777	1 足腰の強い産業づくり	15,345
19 負担金補助 及び交付金	△432	(1) 家畜自衛防疫補助事業 補助金 (補)	△432 (△432)
		(2) 草地畜産基盤整備事業 整備・事業委託 (事)	15,777 (15,777)
11 需 用 費	△341	1 足腰の強い産業づくり	△857
13 委 託 料	△516	(1) 四季の交流館管理運営事業 燃料費 (物) 光熱水費 (物) 運営委託 (物)	△857 (△29) (△312) (△516)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		耕地費	381,096	△2,106	378,990	△1,812	△294
	1	耕地整備費	345,666	△817	344,849	道支出金 △612	△205
	2	農道整備費	10,277	△1,289	8,988	地方債 △1,200	△89
3		林業費	93,575	△1,539	92,036	△2,416	877
	1	林業費	53,358	40	53,398	道支出金 △1,783	1,823
	2	町有林管理費	40,217	△1,579	38,638	道支出金 △633	△946

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	22	1 足腰の強い産業づくり <span style="float:right">△817</span>
13 委託料	△22	(1) 多面的機能支払交付金 <span style="float:right">△817</span>
19 負担金補助 及び交付金	△817	負担金(事) <span style="float:right">(△817)</span>
		(2) 多面的機能支払推進交付金事業 <span style="float:right">(22)</span>
		消耗品費(事) <span style="float:right">(△22)</span>
		建築・土木委託(事)
19 負担金補助 及び交付金	△1,289	1 安全・安心なまちづくり <span style="float:right">△1,289</span>
		(1) 道営事業負担金 <span style="float:right">△1,289</span>
		負担金(事) <span style="float:right">(△1,289)</span>
19 負担金補助 及び交付金	40	1 足腰の強い産業づくり <span style="float:right">40</span>
		(1) 森林整備地域活動支援推進補助事業 <span style="float:right">△4,700</span>
		補助金(事) <span style="float:right">(△4,700)</span>
		(2) 未来につなぐ森づくり推進補助事業 <span style="float:right">4,740</span>
		補助金(事) <span style="float:right">(4,740)</span>
7 賃 金	△647	1 足腰の強い産業づくり <span style="float:right">△1,579</span>
15 工事請負費	△932	(1) 町有林管理事業 <span style="float:right">△647</span>
		臨時職員賃金(物) <span style="float:right">(△647)</span>
		(2) 森林環境保全整備事業 <span style="float:right">△932</span>
		整備工事(事) <span style="float:right">(△932)</span>

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源	一般財源		
7		商 工 費	460,302	126,356	586,658	124,015	2,341	
	1	商 工 費	358,069	129,557	487,626	126,174	3,383	
		2	商工業振興費	139,168	274	139,442	繰入金 △1,276	1,550
		3	観 光 費	115,307	△4,280	111,027	国庫支出金 4,763 繰入金 △7,413	△1,630
		4	交流促進施設費	14,730	21,000	35,730	国庫支出金 10,000 繰入金 10,000	1,000
		5	ビルケの森費	11,591	112,563	124,154	国庫支出金 56,250 地方債 42,700 繰入金 10,700	2,913
		7	移住対策費	3,640	0	3,640	国庫支出金 450	△450

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	△1,276	1 足腰の強い産業づくり 274 (1) 企業振興促進補助事業 1,550
19 負担金補助 及び交付金	1,550	補助金(補) (1,550) (2) 本町地区商店街駐車場改修事業 △1,276 改修工事(事) (△1,276)
11 需用費	△369	1 足腰の強い産業づくり △4,280 (1) サイクルサインルート整備事業 △1,394
13 委託料	△578	整備工事(事) (△1,394) (2) 四季の情報館管理運営事業 △369
15 工事請負費	△3,333	修繕料(維) (△369) (3) 中心市街地案内サイン整備事業 △1,939 改修工事(事) (△1,939) (4) 白金エリア観光戦略事業 △578 業務委託(事) (△578)
15 工事請負費	21,000	1 足腰の強い産業づくり 21,000 (1) 道の駅改修事業(地方創生拠点整備交付金) 21,000 改修工事(事) (21,000)
12 役務費	63	1 足腰の強い産業づくり 112,563 (1) 白金インフォメーションセンター整備事業
13 委託料	2,500	(地方創生拠点整備交付金) 112,563 手数料(事) (63)
15 工事請負費	110,000	業務委託(事) (2,500) 改修工事(事) (110,000)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	文化スポーツ振興費	102,233	△3,201	99,032	△2,159	△1,042
1	文化振興総務費	5,612	19	5,631		19
2	生涯学習推進費	11,598	△1,519	10,079	道支出金 △118 繰入金 △1,520	119
3	町民センター費	17,977	132	18,109		132
4	郷土学館費	20,931	△1,519	19,412	道支出金 △9	△1,510
6	保健体育総務費	5,570	△500	5,070	道支出金 △362	△138
7	保健体育施設費	38,127	186	38,313	繰入金 △150	336

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	19	1 まちを動かす人づくり (1) 文化社会教育団体等支援事業 補助金 (補)	19 19 (19)
19 負担金補助 及び交付金	△1,519	1 まちを動かす人づくり (1) 人づくり育成事業 補助金 (補)	△1,519 △1,519 (△1,519)
11 需用費	132	1 まちを動かす人づくり (1) 町民センター管理運営事業 修繕料 (維)	132 132 (132)
11 需用費	△1,519	1 まちを動かす人づくり (1) 郷土学館管理運営事業 光熱水費 (物)	△1,519 △1,519 (△1,519)
8 報償費	△500	1 まちを動かす人づくり (1) スポーツ振興事業 謝礼 (補)	△500 △500 (△500)
3 職員手当等 11 需用費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料	14 309 △146 9	1 まちを動かす人づくり (1) 町民プール建設事業 業務委託 (事) (2) スキー場管理運営事業 臨時職員等通勤手当 (3) スポーツセンター管理運営事業 光熱水費 (物) 修繕料 (維) 賃借料 (物)	186 △146 (△146) 14 (14) 318 (130) (179) (9)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	2,123,520	△208,984	1,914,536	△238,436	29,452
2	道路橋梁費	1,079,411	△160,432	918,979	△200,157	39,725
1	道路維持修繕費	192,349	△5,745	186,604	国庫支出金 △3,250 地方債 △800	△1,695
2	道路新設改良費	623,267	△168,854	454,413	国庫支出金 △160,668 地方債 △8,500 繰入金 △6,200	6,514

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	△5,000	1 安全・安心なまちづくり △5,745
15 工事請負費	△745	(1) 道路ストック点検事業 △5,000 建築・土木委託 (事) (△5,000)
		(2) 白金美瑛線歩道防護柵改修事業 △745 維持補修工事 (事) (△745)
13 委 託 料	△3,759	1 安全・安心なまちづくり △168,854
15 工事請負費	△157,136	(1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業 △2,893 整備工事 (事) (△2,893)
17 公有財産購入費	△390	(2) 美沢17線道路改良舗装事業 △50,046 整備工事 (事) (△49,740) 補償金 (事) (△306)
19 負担金補助及び交付金	△6,150	(3) 新区画明治線道路改良舗装事業 △3,188 整備工事 (事) (△3,175) 補償金 (事) (△13)
22 補償補填及び賠償金	△1,419	(4) 横牛中字莫別線道路改良舗装事業 △682 整備工事 (事) (△682)
		(5) 白金十勝岳線道路改良舗装事業 △7,578 整備工事 (事) (△7,578)
		(6) 北瑛旭第6線道路改良舗装事業 △49,640 整備工事 (事) (△49,640)
		(7) 美園村山線道路改良舗装事業 △47,721 業務委託 (事) (△312) 整備工事 (事) (△41,259) 負担金 (事) (△6,150)
		(8) 旭千代ヶ岡線道路改良舗装事業 △990 用地購入費 (事) (△390) 補償金 (事) (△600)
		(9) 赤羽下宇莫別線道路改良舗装事業 △1,855 整備工事 (事) (△1,855)
		(10) 旭美瑛線道路改良舗装事業 △3,947 補償金 (事) (△500) 建築・土木委託 (事) (△3,447)
		(11) 美沢15線道路改良舗装事業 △314 整備工事 (事) (△314)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	3	橋梁維持修繕費	56,787	△1,935	54,852	国庫支出金 △4,095 地方債 △11,800	13,960
	4	除雪対策費	174,513	15,779	190,292	国庫支出金 △4,044 地方債 △800	20,623
	5	交通安全施設費	32,495	323	32,818		323
	4	都市計画費	864,234	△39,787	824,447	△29,640	△10,147
	1	街路事業費	504,500	△29,204	475,296	国庫支出金 △7,760 地方債 △14,100 繰入金 △7,500	156
	2	公共下水道費	194,883	△10,406	184,477		△10,406
	3	公園費	164,851	△177	164,674	国庫支出金 0 繰入金 △280	103

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
13 委託料	△980	1 安全・安心なまちづくり	△1,935
15 工事請負費	△955	(1) 橋梁維持修繕事業 建築・土木委託 (事)	△980 (△980)
		(2) 緑橋改修事業 維持補修工事 (事)	△955 (△955)
13 委託料	20,000	1 安全・安心なまちづくり	15,779
18 備品購入費	△4,221	(1) 除雪対策事業 整備・事業委託 (維)	20,000 (20,000)
		(2) 雪寒建設機械整備事業 車両購入費 (事)	△4,221 (△4,221)
19 負担金補助 及び交付金	323	1 安全・安心なまちづくり	323
		(1) 街路灯管理事業 補助金 (補)	323 (323)
13 委託料	△3,149	1 安全・安心なまちづくり	△29,204
15 工事請負費	△18,308	(1) 丸山通り線道路整備事業 整備・事業委託 (事)	△23,336 (△3,149)
22 補償補填及 び賠償金	△7,747	整備工事 (事)	(△12,440)
		補償金 (事)	(△7,747)
		(2) 本通りポケットスペース整備事業 整備工事 (事)	△5,868 (△5,868)
28 繰出金	△10,406	1 安全・安心なまちづくり	△10,406
		(1) 公共下水道事業特別会計繰出金	△10,406
13 委託料	△11	1 安全・安心なまちづくり	△177
15 工事請負費	△106	(1) 丸山公園改修事業 建築・土木委託 (事)	△55 (△11)
16 原材料費	△60	整備工事 (事)	(△44)
		(2) 憩ヶ森公園改修事業 原材料費 (物)	△60 (△60)
		(3) ことぶき公園改修事業 整備工事 (事)	△62 (△62)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
5		住宅費	150,338	△8,765	141,573	△8,639	△126
	1	住宅管理費	33,663	2,950	36,613	国庫支出金 △636	3,586
	2	住宅建設費	116,675	△11,715	104,960	国庫支出金 △2,163 繰入金 △5,840	△3,712
9		消 防 費	359,290	282	359,572		282
	1	消 防 費	359,290	282	359,572		282
	1	消 防 費	359,290	282	359,572		282
10		教 育 費	956,534	△4,343	952,191	△5,732	1,389
	1	教育総務費	196,455	△3,996	192,459	△2,030	△1,966
	2	事務局費	45,729	△1,052	44,677		△1,052
	5	通学自動車 運行費	56,514	△2,944	53,570	国庫支出金 770 地方債 △2,800	△914

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	2,950	1 安全・安心なまちづくり (1) 町営住宅管理事業 修繕料(維)	2,950 2,950 (2,950)
13 委託料	△2,642	1 安全・安心なまちづくり (1) 北町団地2号棟建設事業 建設工事費	△11,715 △4,279 (△4,279)
15 工事請負費	△8,739	(2) 憩町団地解体事業 解体工事費	△4,460 (△4,460)
22 補償補填及び賠償金	△334	(3) 公営住宅建替推進事業 補償金(事)	△334 (△334)
		(4) 空き家対策事業 業務委託(事)	△2,642 (△2,642)
19 負担金補助及び交付金	282	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪消防組合負担金	282 282
1 報酬	△1,198	1 まちを動かす人づくり (1) 教育助手管理事業 嘱託職員報酬	△1,052 △1,198 (△1,198)
3 職員手当等	116	(2) 英語指導助手(ALT)管理事業 共済費	30 (30)
4 共済費	30	(3) 教育委員会事務局管理事業 臨時職員等通勤手当	116 (116)
11 需用費	△1,000	1 まちを動かす人づくり (1) スクールバス運行事業 燃料費(物)	△2,944 △1,000 (△1,000)
18 備品購入費	△1,944	(2) スクールバス整備事業 車両購入費(事)	△1,944 (△1,944)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		小学校費	640,938	237	641,175	△2,900	3,137
	1	学校管理費	605,844	237	606,081	地方債 △2,900	3,137
3		中学校費	91,317	3	91,320	△725	728
	1	学校管理費	53,193	3	53,196	繰入金 △725	728
4		社会教育費	27,824	△587	27,237	△77	△510
	2	公民館費	7,281	△587	6,694	道支出金 △77	△510
11		公債費	1,455,345	△22,541	1,432,804		△22,541
	1	公債費	1,455,345	△22,541	1,432,804		△22,541
	2	利子	144,988	△22,541	122,447		△22,541
12		諸支出金	522,101	73,620	595,721	620	73,000
	1	普通財産取得費	75,806	73,620	149,426	620	73,000
	1	公共施設等整備基金費	174	73,000	73,174		73,000
	8	丘のまちびえいまちづくり基金費	75,277	620	75,897	寄附金 620	

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	400	1 まちを動かす人づくり 237
15 工事請負費	△163	(1) 美沢小学校改修事業 △2,027 改修工事(事) (△2,027)
		(2) 小学校管理運営事業 2,264 燃料費(物) (1,200) 光熱水費(物) (△1,000) 修繕料(維) (200) 維持補修工事(維) (1,864)
11 需用費	500	1 まちを動かす人づくり 3
15 工事請負費	△497	(1) 中学校管理運営事業 708 燃料費(物) (500) 維持補修工事(維) (208)
		(2) 美馬牛中学校改修事業 △705 改修工事(事) (△705)
19 負担金補助 及び交付金	△587	1 まちを動かす人づくり △587 (1) 出会いふれあい祭り事業 △587 補助金(補) (△587)
23 償還金利子 及び割引料	△22,541	1 みんなで歩むまちづくり △22,541 (1) 起債償還利子 △22,218 (2) 一時借入金等利子 △323
25 積立金	73,000	1 みんなで歩むまちづくり 73,000 (1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 73,000 積立金(積) (73,000)
25 積立金	620	1 みんなで歩むまちづくり 620 (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 620 積立金(積) (620)

議案第8号

平成28年度 美瑛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美瑛町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		308	25	333
	1 国民健康保険税	308	25	333
2 繰越金		473	258	731
	1 繰越金	473	258	731
歳入合計		788	283	1,071

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		661	283	944
	2 繰出金	473	283	756
歳出合計		788	283	1,071

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1		国民健康保険税	308	25	333
	1	国民健康保険税	308	25	333
	1	一般被保険者国民健康保険税	285	25	310
2		繰越金	473	258	731
	1	繰越金	473	258	731
	1	繰越金	473	258	731

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 医療給付費 分滞納繰越 分	25	1 医療給付費分滞納繰越分 (1) 一般被保険者国保税医療分 (過年度分)
1 繰越金	258	1 繰越金

## (歳出)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		諸支出金	661	283	944		283
	2	繰 出 金	473	283	756		283
		1 一般会計繰 出金	473	283	756		283

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	283	

議案第9号

平成28年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		56,601	△342	56,259
	1 繰入金	56,601	△342	56,259
3 繰越金		1	52	53
	1 繰越金	1	52	53
4 諸収入		84,284	△17,000	67,284
	1 貸付金元利収入	80,040	△17,000	63,040
歳入合計		141,003	△17,290	123,713

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費		90,000	△17,290	72,710
	1 管理費	90,000	△17,290	72,710
歳出合計		141,003	△17,290	123,713

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	56,601	△342	56,259
	1	繰入金	56,601	△342	56,259
		1	一般会計繰入金	56,601	△342
3		繰越金	1	52	53
	1	繰越金	1	52	53
		1	繰越金	1	52
4		諸収入	84,284	△17,000	67,284
	1	貸付金元利収入	80,040	△17,000	63,040
		1	貸付金元利収入	80,040	△17,000

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△342	1 企業債償還金繰入金 2 一般管理費繰入金	△52 △290
1 繰越金	52	1 繰越金	
1 貸付金元利収入	△17,000	1 貸付金元利収入	

## (歳 出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		施設事業費	90,000	△17,290	72,710	△17,290	
	1	管理費	90,000	△17,290	72,710	△17,290	
		1	一般管理費	90,000	△17,290	72,710	繰入金 △290 諸収入 △17,000
2		公債費	46,769	0	46,769	△52	52
	1	公債費	46,769	0	46,769	△52	52
		1	元 金	37,599	0	37,599	繰入金 △52

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	△290	1 ともに支え合うまちづくり △17,290
		(1) 施設管理費 △290
21 貸付金	△17,000	維持補修工事(維) (△290)
		(2) 老人保健施設運営費貸付金 △17,000
		貸付金 (△17,000)

議案第10号

平成28年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,715千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源使用料		16,032	△499	15,533
	1 使用料	16,032	△499	15,533
4 繰越金		794	385	1,179
	1 繰越金	794	385	1,179
歳入合計		16,829	△114	16,715

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,809	267	5,076
	1 総務管理費	4,809	267	5,076
2 泉源施設費		10,231	△1,152	9,079
	1 泉源管理費	10,231	△1,152	9,079
4 基金積立金		1,729	771	2,500
	1 基金積立金	1,729	771	2,500
歳出合計		16,829	△114	16,715

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		泉源使用料	16,032	△499	15,533
	1	使用料	16,032	△499	15,533
	1	使用料	16,032	△499	15,533
4		繰越金	794	385	1,179
	1	繰越金	794	385	1,179
	1	繰越金	794	385	1,179

(白金泉源事業特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 使用料	△499	1 使用料
1 繰越金	385	1 繰越金

(歳出)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
1		総務費	4,809	267	5,076		267
	1	総務管理費	4,809	267	5,076		267
	1	一般管理費	4,809	267	5,076		267
2		泉源施設費	10,231	△1,152	9,079		△1,152
	1	泉源管理費	10,231	△1,152	9,079		△1,152
	1	泉源管理費	10,231	△1,152	9,079		△1,152
4		基金積立金	1,729	771	2,500		771
	1	基金積立金	1,729	771	2,500		771
	1	泉源事業基金積立金	1,729	771	2,500		771

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△100	1 足腰の強い産業づくり	367
		(1) 総務管理経費	367
27 公 課 費	367	公課費	(367)
		2 みんなで歩むまちづくり	△100
		(1) 職員共済費	△100
11 需 用 費	△1,331	1 足腰の強い産業づくり	△1,152
		(1) 施設管理経費	△1,152
19 負担金補助 及び交付金	179	光熱水費 (物)	(△1,131)
		修繕料 (維)	(△200)
		負担金 (補)	(179)
25 積 立 金	771	1 みんなで歩むまちづくり	771
		(1) 白金泉源事業特別会計基金の運用管理事業	771
		積立金 (積)	(771)

## 議案第11号

### 平成28年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,471千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		194,883	△10,406	184,477
	1 繰入金	194,883	△10,406	184,477
4 繰越金		2,007	6,633	8,640
	1 繰越金	2,007	6,633	8,640
6 町債		90,400	△4,200	86,200
	1 町債	90,400	△4,200	86,200
7 国庫支出金		75,805	△4,498	71,307
	1 国庫補助金	75,805	△4,498	71,307
歳入合計		452,904	△12,471	440,433

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		257,938	△11,525	246,413
	1 下水道管理費	107,150	△2,507	104,643
	2 事業費	150,788	△9,018	141,770
2 公債費		194,466	△946	193,520
	1 公債費	194,466	△946	193,520
歳出合計		452,904	△12,471	440,433

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	90,400	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	86,200	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
3		繰入金	194,883	△10,406	184,477
	1	繰入金	194,883	△10,406	184,477
		1	一般会計繰入金	194,883	△10,406
4		繰越金	2,007	6,633	8,640
	1	繰越金	2,007	6,633	8,640
		1	繰越金	2,007	6,633
6		町債	90,400	△4,200	86,200
	1	町債	90,400	△4,200	86,200
		1	下水道事業債	90,400	△4,200
7		国庫支出金	75,805	△4,498	71,307
	1	国庫補助金	75,805	△4,498	71,307
		1	下水道事業補助金	75,805	△4,498

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△10,406	1 企業債償還金繰入金 2 一般管理費繰入金	△946 △9,460
1 繰越金	6,633	1 繰越金	
1 下水道事業債	△4,200	1 下水道事業債	
1 下水道事業補助金	△4,498	1 下水道事業補助金	



## (歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		下水道事業費	257,938	△11,525	246,413	△18,158	6,633
	1	下水道管理費	107,150	△2,507	104,643	△9,460	6,953
		1	一般管理費	44,658	△3,252	41,406	繰入金 △9,460
		2 終末処理場管理費	62,492	745	63,237		745
	2	事業費	150,788	△9,018	141,770	△8,698	△320
		1 建設事業費	150,788	△9,018	141,770	国庫支出金 △4,498 地方債 △4,200	△320
	2		公債費	194,466	△946	193,520	△946
1		公債費	194,466	△946	193,520	△946	
		2 利子	32,484	△946	31,538	繰入金 △946	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△2,154	1 みんなで歩むまちづくり	△3,252
		(1) 職員共済費	△2,154
19 負担金補助 及び交付金	△1,098	(2) 退職手当組合負担金	△964
		(3) 退職手当組合事前納付金	△132
		(4) 福祉協会負担金	△2
11 需 用 費	745	1 安全・安心なまちづくり	745
		(1) 終末処理場管理事業費	745
		光熱水費 (物)	(745)
12 役 務 費	△39	1 安全・安心なまちづくり	△9,018
		(1) 下水処理場整備事業費	△720
13 委 託 料	△1,060	整備・事業委託 (事)	(△720)
		(2) 下水汚泥コンポストヤード整備事業	△8,298
15 工事請負費	△7,919	手数料 (物)	(△39)
		整備・事業委託 (物)	(△340)
		整備工事 (事)	(△7,919)
23 償還金利子 及び割引料	△946	1 みんなで歩むまちづくり	△946
		(1) 起債償還利子	△946

議案第12号

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第7号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	水道事業収益	343,180千円	1,192千円	344,372千円
第1項	営業収益	230,587千円	911千円	231,498千円
第2項	営業外収益	112,591千円	281千円	112,872千円
		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	水道事業費用	335,721千円	△13,630千円	322,091千円
第1項	営業費用	312,723千円	△9,630千円	303,093千円
第2項	営業外費用	22,491千円	△4,000千円	18,491千円

第3条 予算第4条本文括弧書を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	資本的収入	418,489千円	△29,954千円	388,535千円
第1項	国庫補助金	186,760千円	△1,196千円	185,564千円
第3項	工事負担金	36,750千円	△3,168千円	33,582千円
第4項	企業債	172,590千円	△25,590千円	147,000千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	458,533 千円	△ 101,700 千円	356,833 千円
第1項 建設改良費	409,552 千円	△ 101,700 千円	307,852 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水 道 事 業	172,590 千円	147,000 千円

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	24,587 千円	△2,940 千円	21,647 千円

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				343,180	1,192	344,372	
	1. 営業収益			230,587	911	231,498	
		2. その他の営業収益		1,587	911	2,498	
			手数料	948	548	1,496	給水装置工事申請手数料
			材料売払収益	639	363	1,002	給水装置工事量水器売払
	2. 営業外収益			112,591	281	112,872	
		1. 他会計負担金		9,425	△ 29	9,396	
			下水道会計負担金	9,425	△ 29	9,396	検針・徴収委託料
		2. 他団体負担金		300	△ 300	0	
			大雪消防組合負担金	300	△ 300	0	消火栓修繕負担金
		5. 長期前受金戻入		61,918	45	61,963	
			長期前受金戻入	61,918	45	61,963	資産取得・除却確定
		6. 雑収益		8,959	565	9,524	
			雑入	3	565	568	自動車共済

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				335,721	△ 13,630	322,091	
	1. 営業費用			312,723	△ 9,630	303,093	
		1. 原水及び浄水費		52,841	△ 3,820	49,021	
			燃料費	2,353	△ 1,200	1,153	
			光熱水費	8,550	△ 1,500	7,050	
			委託料	20,188	△ 1,120	19,068	
		2. 配水及び給水費		27,518	△ 2,047	25,471	
			備消耗品費	205	△ 150	55	
			修繕費	18,403	△ 500	17,903	
			材料費	8,270	△ 1,397	6,873	
		3. 総 係 費		50,714	△ 5,490	45,224	
			手 当	6,251	△ 600	5,651	職員手当
			法 定 福 利 費	5,371	△ 740	4,631	
			旅 費	353	△ 160	193	
			会費及び負担金	6,660	△ 2,390	4,270	水道協会災害応援
			引当金繰入費	2,254	△ 1,600	654	
		4. 減価償却費		181,311	516	181,827	
			有形固定資産 減価償却費	181,311	516	181,827	
		5. 資産減耗費		339	1,211	1,550	
			固定資産除却費	339	1,211	1,550	工事に伴う除却
	2. 営業外費用			22,491	△ 4,000	18,491	
		2. 消費税及び地方消費税		11,288	△ 4,000	7,288	
				11,288	△ 4,000	7,288	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的収入				418,489	△ 29,954	388,535	
	1. 国庫補助金			186,760	△ 1,196	185,564	
		1. 国庫補助金		186,760	△ 1,196	185,564	
			国庫補助金	186,760	△ 1,196	185,564	
	3. 工事負担金			36,750	△ 3,168	33,582	
		1. 工事負担金		36,750	△ 3,168	33,582	
			一般会計工事負担金	32,750	△ 2,527	30,223	
			大雪消防組合 工事負担金	4,000	△ 641	3,359	消火栓設置工事負担金
	4. 企業債			172,590	△ 25,590	147,000	
		1. 企業債		172,590	△ 25,590	147,000	
			企業債	172,590	△ 25,590	147,000	災害債

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				458,533	△ 101,700	356,833	
	1. 建設改良費			409,552	△ 101,700	307,852	
		1. 配水及び給水 設備工事費		403,583	△ 101,700	301,883	
			委託料	17,100	△ 1,700	15,400	
			工事請負費	386,483	△ 100,000	286,483	災害復旧工事

議案第13号

平成28年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成28年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

患者数	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
入院患者予定数	24,455人	△ 5,455人	19,000人
1日平均入院患者数	67.0人	△ 15.0人	52.0人
外来患者予定数	49,895人	△ 6,695人	43,200人
1日平均外来患者数	204.5人	△ 26.5人	178.0人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	1,285,996千円	△ 78,996千円	1,207,000千円	
第1項 医業収益	830,906千円	△ 76,996千円	753,910千円	
第2項 医業外収益	455,087千円	△ 2,000千円	453,087千円	

		支 出		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	1,295,900千円	△ 88,900千円	1,207,000千円	
第1項 医業費用	1,264,859千円	△ 88,540千円	1,176,319千円	
第2項 医業外費用	30,038千円	△ 360千円	29,678千円	

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	741,817千円	△ 62,340千円	679,477千円



第5条 予算第9条に定めた金額「104,646千円」を「94,146千円」に改める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業収益				1,285,996	△ 78,996	1,207,000	
	1. 医業収益			830,906	△ 76,996	753,910	
		1. 入院収益		487,844	△ 35,996	451,848	
			入院収益	487,844	△ 35,996	451,848	入院患者見込延数19,000人
		2. 外来収益		319,328	△ 35,000	284,328	
			外来収益	319,328	△ 35,000	284,328	外来患者見込延数43,200人
		3. その他医業収益		23,734	△ 6,000	17,734	
			室料差額収益	2,246	△ 2,100	146	実績見込みに伴う減
			医療相談収益	16,445	△ 2,500	13,945	
			その他医業収益	5,043	△ 1,400	3,643	
	2. 医業外収益			455,087	△ 2,000	453,087	
		3. 患者外給食収益		518	△ 200	318	
			患者外給食収益	518	△ 200	318	実績見込みに伴う減
		4. 長期前受金戻入		52,267	△ 1,600	50,667	
			長期前受金戻入	52,267	△ 1,600	50,667	実績見込みに伴う減
		5. その他医業外収益		2,301	△ 200	2,101	
			その他医業外収益	2,301	△ 200	2,101	実績見込みに伴う減

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,295,900	△ 88,900	1,207,000	
	1. 医業費用			1,264,859	△ 88,540	1,176,319	
		1. 給与費		704,517	△ 62,340	642,177	
			職員給与	274,231	△ 19,494	254,737	職員退職及び会計間移動等に伴う減
			職員手当	155,758	△ 15,000	140,758	
			賃金	38,050	△ 5,000	33,050	
			報酬	72,952	5,154	78,106	嘱託医師及び嘱託放射線技師増
			法定福利費	163,526	△ 28,000	135,526	
		2. 材料費		103,146	△ 10,500	92,646	
			薬品費	63,500	△ 12,300	51,200	廉価購入に伴う減
			診療材料費	38,171	1,500	39,671	療養病床患者増
			給食材料費	800	300	1,100	療養病床患者増
		3. 経費		265,916	△ 11,000	254,916	
			消耗品費	5,000	△ 1,500	3,500	実績見込みに伴う減
			燃料費	16,476	△ 2,500	13,976	
			修繕費	16,874	△ 3,000	13,874	
			賃借料	14,570	△ 4,000	10,570	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
		5. 減価償却費		151,702	△ 4,000	147,702	資産整理に伴う減
			建物減価償却費	42,518	△ 300	42,218	
			建物付属設備減価償却費	41,326	△ 2,700	38,626	
			器械及び装置減価償却費	60,295	△ 100	60,195	
			工器具備品減価償却費	5,548	△ 900	4,648	
		8. 引当金繰入費		36,838	△ 700	36,138	執行見込みに伴う減
			賞与引当金繰入	36,837	△ 700	36,137	
	2. 医業外費用			30,038	△ 360	29,678	実績見込みに伴う減
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費		28,736	△ 360	28,376	
			企業債利息	28,735	△ 360	28,375	

議案第22号

監査委員の選任について

下記の者を美瑛町監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町字北瑛第1
氏 名	大 西 宣 充
生年月日	昭和28年12月5日生

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

議案番号	指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
議案第23号	美瑛町立どんぐり保育園	美瑛町西町3丁目1番1号 社会福祉法人 びえい子育て応援団 理事長 村上 秀雄	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第24号	美瑛町へき地保育所	美瑛町西町3丁目1番1号 社会福祉法人 びえい子育て応援団 理事長 村上 秀雄	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第25号	美瑛町活性化交流施設	美瑛町本町1丁目5番8号 一般財団法人 丘のまちびえい活性化協会 代表理事 浜田 哲	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

議案第26号	美瑛町活性化交流施設（地下施設）	美瑛町本町1丁目9番21号 有限会社 美瑛物産公社 代表取締役 西 森 和 弘	平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
議案第27号	美瑛町西美体験交流館	美瑛町字瑠辺薬第2 西美体験交流館運営協議会 会長 江 花 秀 一	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第28号	美瑛町農業技術研修センター	美瑛町中町2丁目6番32号 一般財団法人 美瑛町農業振興機構 代表理事 浜 田 哲	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第29号	美瑛町町民農園	美瑛町中町2丁目6番32号 一般財団法人 美瑛町農業振興機構 代表理事 浜 田 哲	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第30号	美瑛町営白金牧場	美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町営白金牧場運営協議会 会長 浜 田 哲	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
議案第31号	美瑛町滑空場及び付属施設	美瑛町北町1丁目20番13号 美瑛航空協会 会長 二井田 佐 敏	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

議案第32号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美瑛小学校改修 工事（建築主体そ の1）	指名競争入札 による落札	円 194,292,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

（参考資料）

工事内容	工期	その他
校舎棟3階建 鉄筋コンクリート造 延床面積4,809㎡ 建築主体工事一式 外壁改修、屋上改修、 玄関改修、厨房改修、 トイレ改修、他各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年11月30日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 株式会社 橋本川島コーポレーション 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組  第1回目落札（落札率97.7%）



議案第 33 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美瑛小学校改修 工事（機械設備そ の 1）	指名競争入札 による落札	円 83,592,000	旭川市永山北 3 条 6 丁目 6 番 17 号 株式会社 木本動力工業所 代表取締役 本田 道明

（参考資料）

工事内容	工 期	そ の 他
校舎棟 3 階建 鉄筋コンクリート造 延床面積 4,809 m <sup>2</sup> 機械設備工事一式 玄関改修、厨房改修、 トイレ改修、他各一式	自 本契約の翌日 至 平成 29 年 11 月 30 日	入札指名業者名 1. 株式会社 飯塚設備 2. 開成設備 株式会社 3. 株式会社 木本動力工業所 4. 国策機工 株式会社 旭川事業部 5. 大洋設備 株式会社 6. 日進設備工業 株式会社 7. 株式会社 美瑛プロパンセンター  第 1 回目落札（落札率 94.8%）

議案第34号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美瑛小学校改修 工事（電気設備そ の1）	指名競争入札 による落札	円 60,480,000	美瑛町栄町2丁目2番23号 株式会社 北海電材工事社 代表取締役 大滝 敏彦

（参考資料）

工事内容	工期	その他
校舎棟3階建 鉄筋コンクリート造 延床面積4,809㎡ 電気設備工事一式 玄関改修、受変電設備 改修、電話・情報設備 改修、厨房改修、トイレ改修、他各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年11月30日	入札指名業者名 1. 大東電気工事 株式会社 2. 株式会社 田島電気商会 3. 西山坂田電気 株式会社 4. 株式会社 北海電材工事社  第1回目落札（落札率94.3%）

議案第35号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

財産区分	土地の所在	地目	面積 (㎡)	売却方法	売却価格 (円)	契約の相手方
土地	字美瑛原野 282番1	宅地	30,851.18	随意 契約	29,928,172	京都府福知山市長田 野町2丁目21番地 武田ヘルスケア株式会社 代表取締役社長 有本 恵一郎
	字美瑛原野 436番3	原野	324			
		計	31,175.18			

平成29年3月21日  
(第2回定例会)

美瑛町議会議案  
(追加)

## 議 案 目 次

議案第36号	平成28年度美瑛町一般会計補正予算について	-----105~113
議案第37号	請負契約の締結について	-----114
議案第38号	請負契約の締結について	-----115
議案第39号	請負契約の締結について	-----116
報告第1号	専決処分について	-----117

議案第36号

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第12号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,449,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,745,082	20,051	4,765,133
	1 地方交付税	4,745,082	20,051	4,765,133
15 道支出金		2,111,529	29,350	2,140,879
	2 道補助金	1,845,839	29,350	1,875,189
17 寄附金		75,898	6,085	81,983
	1 寄附金	75,898	6,085	81,983
18 繰入金		427,222	△2,822	424,400
	1 繰入金	427,222	△2,822	424,400
20 諸収入		278,914	36	278,950
	5 雑入	154,966	36	155,002
歳入合計		13,396,600	52,700	13,449,300

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,768,132	△1,058	1,767,074
	1 総務管理費	1,724,608	△1,058	1,723,550
3 民生費		1,371,226	9	1,371,235
	2 児童福祉費	556,869	9	556,878
4 衛生費		989,814	114	989,928
	1 保健衛生費	743,624	114	743,738
6 農林水産業費		2,132,072	29,350	2,161,422
	1 農業費	1,661,046	29,350	1,690,396
8 土木費		1,914,536	10,000	1,924,536
	2 道路橋梁費	918,979	10,000	928,979
12 諸支出金		595,721	14,285	610,006
	1 普通財産取得費	149,426	14,285	163,711
歳出合計		13,396,600	52,700	13,449,300

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	社会保障・税番号制度システム整備事業	808
6. 農林水産業費	1. 農業費	産地パワーアップ事業	29,350
合 計			30,158

(変更)

(単位:千円)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
13. 災害復旧費	1. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	781,722	変更前に同じ	714,092
合 計			781,722		714,092



歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,745,082	20,051	4,765,133
	1	地方交付税	4,745,082	20,051	4,765,133
		1	地方交付税	4,745,082	20,051
15		道支出金	2,111,529	29,350	2,140,879
	2	道補助金	1,845,839	29,350	1,875,189
		4	農林水産業費補助金	1,647,734	29,350
17		寄附金	75,898	6,085	81,983
	1	寄附金	75,898	6,085	81,983
		1	寄附金	75,898	6,085
18		繰入金	427,222	△2,822	424,400
	1	繰入金	427,222	△2,822	424,400
		1	繰入金	427,222	△2,822
20		諸収入	278,914	36	278,950
	5	雑入	154,966	36	155,002
		4	雑入	154,963	36

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	20,051	1 普通交付税	
1 農業費補助金	29,350	1 産地パワーアップ事業補助金	
1 寄附金	6,085	1 まちづくり寄附金	4,785
		2 企業版ふるさと納税寄附金	1,300
1 繰入金	△2,822	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	
2 雑入	36	1 日本スポーツ振興センター補償金	9
		2 その他雑入	27

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
2							
	総務費	1,768,132	△1,058	1,767,074	△1,522	464	
1	総務管理費	1,724,608	△1,058	1,723,550	△1,522	464	
	2 一般管理費	73,711	112	73,823		112	
	7 地域振興費	70,661	△1,170	69,491	寄附金 1,300 繰入金 △2,822	352	
3							
	民生費	1,371,226	9	1,371,235	9		
2	児童福祉費	556,869	9	556,878	9		
	2 保育所費	276,568	9	276,577	諸収入 9		
4							
	衛生費	989,814	114	989,928		114	
1	保健衛生費	743,624	114	743,738		114	
	1 保健衛生総務費	570,157	114	570,271		114	
6							
	農林水産業費	2,132,072	29,350	2,161,422	29,350		
1	農業費	1,661,046	29,350	1,690,396	29,350		
	2 農業振興費	1,219,323	29,350	1,248,673	道支出金 29,350		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役 務 費	112	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 通信運搬費 (物)	112 112 (112)
11 需 用 費	△270	1 みんなで歩むまちづくり (1) 地域振興奨励補助等事業 補助金 (補)	△1,170 △630 (△630)
19 負担金補助 及び交付金	△900	(2) 日本で最も美しい村推進事業 消耗品費 (物) 諸団体及び諸会議負担金	△540 (△270) (△270)
22 補償補填及 び賠償金	9	1 とともに支え合うまちづくり (1) どんぐり保育園管理運営事業 補償金 (補)	9 9 (9)
19 負担金補助 及び交付金	114	1 とともに支え合うまちづくり (1) 小児救急医療支援事業負担金	114 114
19 負担金補助 及び交付金	29,350	1 足腰の強い産業づくり (1) 産地パワーアップ事業 補助金 (事)	29,350 29,350 (29,350)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
8		土木費	1,914,536	10,000	1,924,536		10,000
	2	道路橋梁費	918,979	10,000	928,979		10,000
	4	除雪対策費	190,292	10,000	200,292		10,000
12		諸支出金	595,721	14,285	610,006	4,785	9,500
	1	普通財産取得費	149,426	14,285	163,711	4,785	9,500
	1	公共施設等整備基金費	73,174	9,500	82,674		9,500
	8	丘のまちびえいまちづくり基金費	75,897	4,785	80,682	寄附金 4,785	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	10,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 除雪対策事業 整備・事業委託(維)	10,000 10,000 (10,000)
25 積 立 金	9,500	1 みんなで歩むまちづくり (1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 積立金(積)	9,500 9,500 (9,500)
25 積 立 金	4,785	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	4,785 4,785 (4,785)

議案第37号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
白金インフォメーションセンター増築工事	指名競争入札による落札	円 106,704,000	美瑛町丸山1丁目7番6号 新栄・大創經常建設共同企業体 代表取締役 山本 正

(参考資料)

工事内容	工期	その他
事務所棟 木造平屋建て 延床面積 254.28 m <sup>2</sup> 渡り廊下棟 鉄骨造平屋建 延床面積 27.72 m <sup>2</sup> 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事外 各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年11月30日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 新栄・大創經常建設共同企業体 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 第1回目落札 (落札率 97.1%)

議案第38号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
町道白金美瑛線道路災害復旧工事	指名競争入札による落札	円 207,360,000	丸善・フクハラ建運特定建設工事共同企業体 代表者 美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 濁沼 一三

(参考資料)

工事内容	工期	その他
延長 L=228m 盛土 V=2330 m <sup>3</sup> 大型鋼製かご枠 7段 L=25m 6段 L=99m 5段 L=100m 4段 L=4m 特殊かご A=1971 m <sup>2</sup> 地下排水工 L=110m	自 本契約の翌日 至 平成29年12月11日	入札指名業者名 1. 丸善・フクハラ建運特定建設工事共同企業体 2. 廣野・西森特定建設工事共同企業体 3. タカハタ・浜塚特定建設工事共同企業体 4. 橋本川島・清水組特定建設工事共同企業体  第1回目落札(落札率96.4%)



議案第39号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
丸山通り線 道路改良舗装工事 (第3工区)	指名競争入札 による落札	円 88,668,000	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博

(参考資料)

工事内容	工期	その他
道路土工、排水構造物 工、舗装工、構造物撤去 工、縁石工、区画線工、 仮設工 各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年9月11日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 第二工業 3. 株式会社 西森組 4. 浜塚建設工業 株式会社 5. フクハラ建運 株式会社 6. 株式会社 丸善建設  第1回目落札(落札率95.9%)

報告第1号

専決処分について

平成28年第7回美瑛町議会定例会において議決(平成28年12月16日)された、請負契約の締結について(議案第16号)の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成29年3月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成29年3月17日

[資料]

項目	変更前	変更後
工事名	町道朗根内上俵真布線九線橋道路災害復旧工事(旧橋解体)	同左
契約金額	58,212,000円	57,596,400円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同左
変更内容		仮設工の変更に伴う減 概数確定に伴う減

平成29年3月24日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

平成29年度美瑛町議会予算審査特別委員会

委員長 佐 藤 晴 観

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第14号	平成29年度美瑛町一般会計予算について	原案可決
議案第15号	平成29年度美瑛町国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第16号	平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	原案可決
議案第17号	平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について	原案可決
議案第18号	平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	原案可決
議案第19号	平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第20号	平成29年度美瑛町水道事業会計予算について	原案可決
議案第21号	平成29年度美瑛町立病院事業会計予算について	原案可決

平成29年3月24日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事<br>(2) 政策調整課の所管に関する事<br>(3) 税務課の所管に関する事<br>(4) 住民生活課の所管に関する事<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事<br>(6) 教育委員会の所管に関する事<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事<br>(8) 監査委員の所管に関する事<br>(9) 病院事業に関する事<br>(10) 総務文教に関する事<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 平成29年3月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |

平成29年3月24日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

産業経済常任委員会委員長 佐 藤 晴 観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年3月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

平成29年3月24日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

議会運営委員会委員長 福原 輝美子

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年3月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |